

租税条約等の規定による 年度の住民税の免除に関する届出書

標記の件について、下記の規定により届け出ます。（①又は②の該当するものに○）

①租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条

②昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達

年 月 日

芦北町長 様

住民税の免除を受ける者	氏名													
	住所(居所)													
	個人番号													
	生年月日							年齢						
	国籍							入国年月日						
	在留資格							納税地						
	在留期間													
	入国前の住所													
	連絡先 (TEL 等)													
学校もしくは事業所の名称及び所在地	名称													
	所在地													
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と【 】との間の租税条約第【 】条第【 】項により、租税条約に関する届出書を【 年 月 日】に【 】税務署へ提出して免除を受けています。													
免税となる所得	支払者名称 (氏名)													
	支払者所在地 (住所)													
	契約期間													
	所得の種類							支払金額						
	支払方法							支払期日						
	職務の内容							資格						
納税管理人 ※届出している場合	氏名													
	住所													
その他参考となるべき事項														

※添付書類

- ・ 税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ・ 学生の場合は在学証明書、事業修習者の場合は事業修習者であることを証明する書類、交付金等の受領者である場合は交付金等の受領者であることを証明する書類、雇用契約等を締結している場合は雇用契約等の契約書
- ・ 本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し

※注意事項

- ・ 3 月 1 5 日までにご提出ください【上記の通達による規定（②）の場合は 3 月 2 0 日まで】。
- ・ 届出書は毎年提出していただく必要があります。